

第六十八回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和四十七年三月十四日(火曜日)  
午前十時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

委員

衆議院議員  
農林水産委員長  
代理理事  
政府委員  
農林政務次官  
農林省農政局長  
事務局側  
常任委員会専門員

高橋雄之助君  
亀井 善彰君  
園田 清充君  
中村 波男君  
宮崎 正義君  
榎木 又三君  
河口 陽一君  
小林 国司君  
温水 三郎君  
初村 満一郎君  
堀本 宜実君  
山崎 五郎君  
川村 清一君  
工藤 良平君  
辻 一彦君  
戸叶 武君  
村田 秀三君  
堀田 啓典君  
塚田 大願君  
飯谷 忠男君  
佐藤 隆君  
内村 良英君  
宮出 秀雄君

○農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第六号)を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。飯谷衆議院農林水産委員長代理。

○衆議院議員(飯谷忠男君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を申し上げます。

昭和三十六年に農業協同組合合併助成法が制定され、以来、同法によって農業協同組合の合併を促進するための援助、助成措置が講ぜられてまいりました。

ところで、同法に基づく合併経営計画の提出期限は、昭和四十一年及び昭和四十五年二回におきたる延長が行なわれ、昭和四十七年三月三十一日までとなっております。

この間、相当の合併が進められたのでありますが、引き続き農業協同組合の合併を促進し、その体質を改善強化する必要は依然として強いものがあるであります。

すなわち、最近における農業をめぐる内外の諸情勢の急激な変化に対応するためには、未合併のもの

はもとより、すでに合併したものをも含めて、農業経済圏ないしは農村生活圏単位の広域合併を促進し、適正かつ能率的な事業運営を行なうことが

できる農業協同組合を広範に育成することが急務として要請されているのであります。

このような状況にかんがみ、今後とも農業協同組合の合併を奨励するため、農業協同組合合併助成法の規定に準じ、合併経営計画の都道府県知事

に対する認定請求をさらに昭和五十年三月三十一

日まで行なうことができるよう措置するとともに、計画認定を受けた農業協同組合に対しては、従前の例により法人税及び登録免許税等の特別措置を講ずることとして、ここに、本案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋雄之助君) これより質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○塚田大願君 簡単に聞きたいと思うのであります。

これは政府から、行政指導の任にあります政府のほうからお答え願ってけっこうでございます。

ごく簡単にするつもりでございます。

いま御提案ございましたように、この法案は三十六年に成立いたしました。以来二回の改正が行なわれてまいりました。

そこで、お聞きしたいのでございますけれども、この間農協の合併がどのように進捗したか、その進捗状況をまず一つお聞かせください。

それから、二番目には、御承知のとおり、米の生産調整によりまして、今日農協の経営が非常に苦しくなっております。

約農協の半数が赤字であるといわれておるのでございますけれども、一体その数字は、今日のどのくらいになっておるのか。

その辺の数字を示していただきたいと思いますのであります。

それから、三番目にはこの農協合併によりまして、大きな経営、つまり、富農と申しますか、そういうものや、あるいは農協にいたしまして、大きな農協は非常に多いが、いまいいのでありますけれども、小さな農協、あるいは零細な農家というものはむしろ切り捨てられていっている。そういう面ではメリットの面もあるかもしれませんけれども、

でも、マイナスの面もこの結果生まれておるのではないかと、そういう点については私も危惧をしております。

その辺がどういふふうになっておるか。

それから四番目には、この大型合併、今度の提案の説明の中にも大型合併の方向が示唆されておるのではありませんか。

たとえば香川県などでは一農協というふうな非常に大型なものが構想として出されている。はたして、こういうものが適切であるのかどうか、それに対する政府の指導方針はどういうふうにお考えになっておるのか。この辺についてお聞きしておきたいと思うのであります。

以上です。

○政府委員(内村良英君) お答え申し上げます。

まず最初に、今日までの農協合併の進捗状況はどうなっておるかという点でございますが、昭和三十六年三月三十一日に農協合併助成法が制定されたわけでございますが、そのときございました総合農協の数は一万二千五十でございます。

その後、この合併助成法によりまして合併が推進された結果、四十六年三月末日までには組合数が六千四十九組合となっております。

この間の合併件数、組合は千八百三十、参加組合数は七千七百五十八組合で、約六四〇の組合が合併に参加したわけでございます。

第二には、最近農協の経営が非常に苦しくなっております。特に生産調整の結果農協の経営が悪くなっております。

ところで、生産調整の農協の経営に聞いておるところでは、生産調整の農協の経営に与える影響は、一農協——平均の数字でございますが、平均約二百万円程度の減収になっております。

そこで、単協の経営が非常に苦しくなっております。ではないかということは、特に最近のいわゆる金

本日の會議に付した案件

融緩和というような問題もございまして、これから非常にきびしい時代に単協の経営は直面することになると思いますが、現在のところ決算が赤字であるというものが非常にたくさんあるということとは聞いておりません。

次に、大型農協になっていくと、いわゆる専業農家と申しますか、大型農家は利益を受けるけれども、零細農は切り捨てになるのではないかと、御質問でございまして。この点につきましては、現在のわれわれの指導方針は、やはり農協というものはその地域社会全体をカバーすべきものであって、決して合併によって経営規模の小さい人、あるいは第二種兼業農家というものを冷遇すると申しますか、そういう人たちのめんどろを見ないというのはいかぬということで指導いたしております。

それから、最後の御質問でございしますが、いわゆる一県一農協の問題、この問題につきましましては、最近香川県で一県一農協にするということでは、いろいろな構想を練っておるようでございますが、私もといたしましては、まだ事務段階でその構想の話を聞いていたという段階でございまして、正式に農林省の意見を聞いてきておりません。そこで、農林省といたしましては、具体的な構想の推進の動きを見ながら慎重に検討して必要な指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○塚田大願君 いろいろなおこれからこの問題については検討していく必要があると思うのでございましてけれども、きょうは時間の関係もございましてから以上の質問で打ち切りまして、私どもの考え方をここで一言申し上げておきたいと思うのであります。私もはいままで、この農協の合併助成法につきましては、これが、農民の根本的な利益に反するいわゆる総合農政を推進する一環として私どもは反対してまいりました。しかし、私どもは何も、合併全体がいけないと言っているのではありません。民主的で適正な規模で行なわれるならば、私どもはこれに賛成だと思つておたわけでございますが、とにかく従来のやり方については、私もはいまもちよつと議論いたしたけれども、やはり大きな農家あるいは大きな農協には利益ではあるけれども、小さいものに必ずしも利益ではない。そういう点から私どもの考え方は変わっておりませんけれども、しかし、今日現状を見ましたときに、やはり米作地帯を中心とした各地の農協が非常に経営が苦しくなつてきておる。その中で、農協の皆さんの中にも、合併をしなければどうにも切り抜けられない、こういう声のあることも知っております。したがつて私どもは、従来は反対してまいりましたけれども、この際、反対ではなくて、棄権という態度にしたいと思つておるわけです。ただ、いまも申しましたように、香川県のようなこういうやり方についてはこれからはやはり反対したいと思つておりますが、この法案自体については棄権という態度で決定したいと思つております。

以上であります。

○委員長(高橋雄之助君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に発言もないようですから、これより採決に入ります。

農協協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高橋雄之助君) 総員挙手と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

三月十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、農協協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆)

農協協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農協協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農協協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農協協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約百九十万円である。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩猟者団体法制定に関する請願(第五七四号)(第五七五号)(第六一六号)(第六二五号)(第六二六号)(第六四九号)(第六六〇号)(第六六一号)

第五七四号 昭和四十七年二月二十五日受理

狩猟者団体法制定に関する請願  
請願者 福島県須賀川市八幡町四福島県  
友会岩瀬支部内 服部三寿外三百五十名

紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五七五号 昭和四十七年二月二十五日受理

狩猟者団体法制定に関する請願  
請願者 石川県輪島市町野町東大野 南昭  
三外八十九名

紹介議員 安田 隆明君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六一六号 昭和四十七年二月二十六日受理

狩猟者団体法制定に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市南船津町四丁目  
中村秀正外三百八十五名

紹介議員 鬼丸 勝之君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二五号 昭和四十七年二月二十六日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(十一通)  
請願者 神奈川県小田原市城内三ノ二小  
田原市猟友会内 中井一郎外六百八十二名

紹介議員 亀井 善彰君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二六号 昭和四十七年二月二十六日受理

狩猟者団体法制定に関する請願  
請願者 群馬県勢多郡大胡町大字大胡一〇  
沢田貞二郎外六十名

紹介議員 佐田 一郎君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六四九号 昭和四十七年二月二十九日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)  
請願者 福島市飯坂町字小滝一八 佐藤秀  
夫外二百六十一名

紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六六〇号 昭和四十七年三月一日受理  
狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 熊本県本渡市船之尾町一ノ三 大

野直好外百五十八名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六六一号 昭和四十七年三月一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(四通)

請願者 長崎市稲田町二〇 江頭清外百八

十二名

紹介議員 初村瀧一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

昭和四十七年三月二十五日印刷

昭和四十七年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局